恵庭市中小企業等振興融資制度

恵庭市では、市内の中小企業者等の皆様の経営基盤の強化や事業の活性化を図ることによって、市内経済産業の発展に資することを目的として、恵庭市中小企業等振興融資制度を設けています。

令和８年度(10 月改訂版)

●ご利用できる方●

この制度により融資を受けることができる方は、原則として、次のすべての要件を満たし、さらに各資金の貸付区分ごとに定める融資条件に該当する方です。ただし、資金によっては、以下の要件の一部を適用しないものもあります。

1. 中小企業者及び協同組合等
   業種ごとの資本金、従業員数のいずれかが右の表に該当する中小企業者の方
   (ただし、農業、林業、漁業及び遊興娯楽業などの一部の業種は対象となりません。)
   融資ごとの詳細の条件は個別のチラシをご覧ください

業種	資本金	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

2. 市内に事業所を有している方(起業家育成資金を除く)

3. 許認可等を必要とする事業にあっては、その許認可等を受けている方

4. 北海道信用保証協会の保証対象業種に該当する事業を営んでいる方

5. 市税に未納がないこと

●融資一覧●

一般事業資金	運転資金	2,000万円以内	10年以内(うち据置1年以内)	3年以内 2.4% 5年以内 2.6% 7年以内 2.8% 10年以内 3.0%	原則不要 (金融機関又は信用保証協会の定めるところによる)	・信用保証料の全額を恵庭市が補給します。 ・設備資金は市内設備に限る。
	設備資金	3,000万円以内	10年以内(うち据置1年以内)			
小口事業資金	運転資金	2,000万円以内	10年以内(うち据置1年以内)	3年以内 2.1% 5年以内 2.3% 7年以内 2.5% 10年以内 2.7%		
	設備資金	2,000万円以内	10年以内(うち据置1年以内)			
起業家育成資金	運転資金	2,000万円以内	10年以内(うち据置1年以内)	3年以内 1.8% 5年以内 2.0% 7年以内 2.2% 10年以内 2.4%		
	設備資金	2,000万円以内	10年以内(うち据置1年以内)			

必要書類につきましては、「必要書類一覧」をご覧ください。

●融資のしくみ●

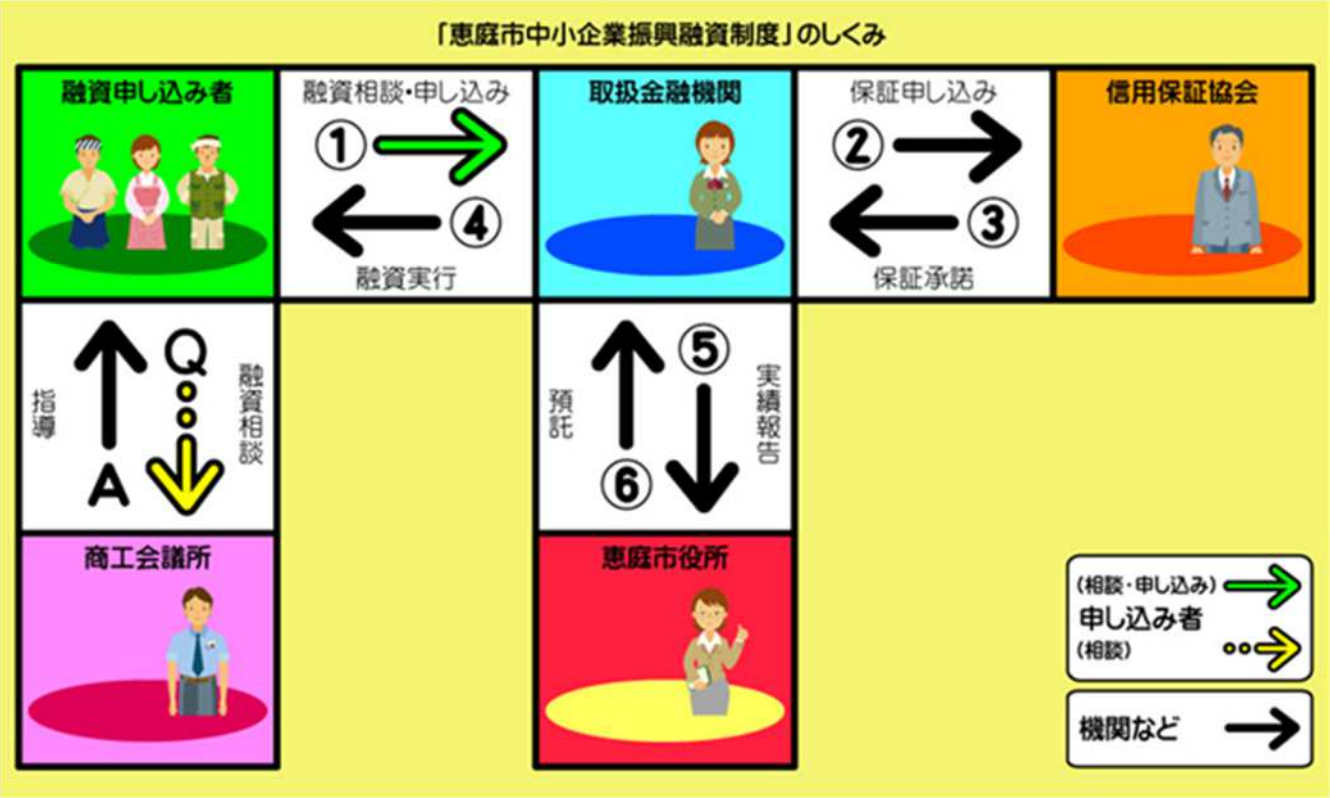

1. 融資申し込み者が取扱金融機関に【融資相談・申し込み】を行います。
2. 取扱金融機関が【保証申し込み】を信用保証協会に行います。
3. 信用保証協会が【保証承諾】を取扱金融機関に対し行います。
4. 取扱金融機関が申し込み者に対し【融資実行】を行います。
5. 取扱金融機関が恵庭市役所に対し【実績報告】を行います。
6. 恵庭市役所が取扱金融機関に対し【恵庭市中小企業振興融資の預託】を行います。

Q. 融資申し込み者が商工会議所に関して【融資相談】を行うことができます。

A. 商工会議所が融資相談の内容に対し【指導】を行います。

※申し込みは市内の各取扱金融機関で、取扱金融機関は申込のあった都度審査を行い、また、北海道信用保証協会の保証審査を経た上で、市の定める融資条件により資金の貸付を行います。

●ご相談及び申し込み先●

北洋銀行恵庭中央支店、北海道銀行恵庭支店、北海道信用金庫恵庭支店、北央信用組合恵庭支店

※申し込み後は、市内の各金融機関において都度審査を行い、北海道信用保証協会の保証審査を経た上で、市の定める融資条件により資金の貸付を行います。

●お問い合わせ先●

恵庭市経済部　商工労働課　商業担当
〒061－1498　恵庭市京町1番地(市役所3階)
電話　0123－33－3131(内線3331、3332)　FAX　0123－33－3137